

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年5月8日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800107号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900008号

## 第1 結論

請求者のA社における平成24年9月1日から平成25年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年9月から平成25年4月までの標準報酬月額については16万円から20万円とする。

平成24年9月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年4月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年9月1日から平成25年5月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録によると、私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が同社から支払われていた給与支給額及び源泉控除されていた厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額より低額で記録されている。調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社の事業主から提出された平成24年3月分から平成25年12月分までの給料一覧表(写)、同社の担当者の陳述及びB企業年金基金から提出された加入員台帳(写)により、請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において、オンライン記録における請求期間の標準報酬月額(16万円)を超える標準報酬月額(20万円)に相当する報酬月額の支払を受け、請求期間において当該標準報酬月額(20万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年9月から平成25年4月までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か、また、当該報酬月額

に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、当該期間について、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写）により確認できる請求者の平成 24 年 9 月から適用される標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額になっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が年金事務所に提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 24 年 9 月から平成 25 年 4 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800077号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1900001号

## 第1 結論

昭和30年4月15日から昭和34年4月11日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和30年4月15日から昭和34年4月11日まで

支給済期間 : ① 昭和30年4月15日から昭和32年1月31日まで  
② 昭和32年5月10日から昭和34年4月11日まで

平成30年6月19日に、年金事務所から、請求期間については脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知らされたが、私は、脱退手当金を受給した覚えはないので、調査の上、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはない上、当該期間の支給済期間②のA社本社工場に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から、約3か月後の昭和34年7月9日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者に係る厚生年金保険被保険者期間(以下「厚年期間」という。)の厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「番号」という。)について、請求期間である支給済期間①のB社及び支給済期間②のA社本社工場は、それぞれ別の番号で管理されていたところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及びオンライン記録によると、支給済期間②の番号を取り消し、支給済期間①の番号に統合する処理が確認できる上、請求期間後の複数の厚年期間は当該重複整理後の番号とはいずれも別の番号で管理されていることが確認できる。

さらに、請求者の脱退手当金は通算年金制度創設前である昭和34年7月9日に支給されており、当時は20年以上の厚年期間がなければ年金を受給できなかったところ、請求者は、請求期間に係る最終事業所(A社本社工場)を退職後、すぐに再就職しようとは考えなかったと回答していることを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

い上、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。